

岩手県家畜排せつ物利用促進計画

(目標年度：令和12年度)

令和8年3月
岩手県

まえがき

家畜排せつ物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、畜産業を営む者が自らの責任で適正に処理することとされており、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）」（以下「家畜排せつ物法」という。）により、一定規模以上の畜産農家に対して、家畜排せつ物の適正な管理を定めた管理基準が適用されています。

本県では、これまで、国や県の補助事業等を活用し、堆肥舎等の施設整備を推進した結果、現在は全ての管理基準適用対象農家において基準が遵守されています。今後も、既存施設の維持管理を適正に行っていくほか、規模拡大に併せて施設の整備・拡充を図っていくことが必要です。

一方、家畜排せつ物は、肥料や土壌改良資材、エネルギー原料等としての利用価値が高い貴重なバイオマス資源です。このため、持続可能な農業生産方式の実現や循環型社会の構築に向け、これを有効に活用していくことが重要です。

本計画は、令和7年4月に国が策定した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」や、「いわて県民計画（2019～2028）」、「いわて農業生産強化ビジョン」及び「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画」に盛り込まれた施策の方向との調和を図りながら、本県における家畜排せつ物の管理の適正化や、利用促進に向けた基本的な考え方及び対応方策を定めるものです。

本計画に基づき、畜産農家はもとより、耕種農家のほか、県、市町村及び農業関係団体が共通認識の下に連携し、家畜排せつ物の適正な管理と利用を促進することにより、循環型社会の構築を目指していくものとします。

計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第1 家畜排せつ物の利用

1 畜産の現状

(1) 家畜飼養状況及び農業産出額

本県の家畜飼養頭羽数は、令和6年2月1日現在、乳用牛38,700頭（全国4位）、肉用牛87,900頭（全国6位）、豚459,100頭（全国6位）、採卵鶏3,579千羽（全国16位）、ブロイラー23,604千羽（全国3位）となっています。

飼養戸数は、各畜種とも減少しているものの、一戸当たりの飼養頭羽数は増加し、経営規模の拡大が進んでいます。

また、本県の畜産は、令和6年の県全体の農業産出額（3,269億円、全国10位）の57.0%（1,864億円、全国4位）を占め、本県農業の基幹となる重要な部門です。

家畜飼養頭数

(単位：戸、頭、千羽)

		R 2 年	R 3	R 4	R 5	R 6
乳用牛	戸数	835	806	765	728	692
	頭数 (全国順位)	41,600 (4)	41,000 (4)	40,100 (4)	40,200 (4)	38,700 (4)
	1戸当たり頭数	49.8	50.9	52.4	55.2	55.9
肉用牛	戸数	4,060	3,860	3,650	3,440	3,170
	頭数 (全国順位)	91,100 (5)	91,000 (5)	89,200 (5)	89,000 (6)	87,900 (6)
	1戸当たり頭数	22.4	23.6	24.4	25.9	27.7
豚	戸数	—	85	86	85	83
	頭数 (全国順位)	—	485,100 (7)	491,900 (6)	474,000 (6)	459,100 (6)
	1戸当たり頭数	—	5,707	5,720	5,576	5,531
採卵用成鶏	戸数	—	19	21	19	19
	羽数 (全国順位)	—	3,625 (16)	3,640 (17)	3,629 (17)	3,579 (16)
	1戸当たり羽数	—	190.8	173.3	191.0	188.4
ブロイラー	戸数	—	315	280	295	301
	羽数 (全国順位)	—	22,600 (3)	21,095 (3)	20,766 (3)	23,604 (3)
	1戸当たり羽数	—	71.7	75.3	70.4	78.4

※ 出典：農林水産省「畜産統計（2月1日時点調査）」

農業産出額（令和6年）

(単位：億円)

農業産出額						
	耕種 部門	畜産 部門	畜産			
			乳用牛	肉用牛	豚	鶏
3,269 (100%)	1,405 (43.0%)	1,864 (57.0%)	268 (8.2%)	253 (7.7%)	415 (12.7%)	917 (28.1%)

※ 出典：農林水産省「生産農業所得統計（令和6年農業総産出額）」

(2) 家畜排せつ物の発生量と利用

本県における令和5年度の家畜排せつ物発生量は、約360万トン（乳用牛：62.5万トン、肉用牛：81.4万トン、豚：110.7万トン、採卵鶏：20.8万トン、ブロイラー：85.9万トン）と推計されます。

令和8年3月に策定した「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画」では、乳用牛については小規模経営体の離農等による飼養頭数の減少を見込み、肉用牛については規模拡大により頭数を維持することとしています。一方で、中小家畜経営体の規模拡大が想定されることから、令和12年度の県全体の家畜排せつ物の発生量は、約396万トンに増加すると推計されます。

家畜排せつ物の処理方式別の処理割合については、発生量の約6割が堆肥として利用

されていると推計されるほか、焼却処理や液肥化処理、メタンガス等のバイオマスエネルギー利用も行われています。

また、県内では21か所の堆肥センターが稼働しており、家畜排せつ物11.5万トン（発生量の約3%）を処理するとともに、年間約6万トンの堆肥を製造しています。

表3 家畜排せつ物の発生量（推計）（単位：トン／年）

畜種	現状			見込（R12）		
	ふん	尿	合計	ふん	尿	合計
乳用牛	482,540	142,837	625,377	403,039	123,186	526,225
肉用牛	599,146	215,246	814,392	599,146	215,246	814,392
豚	384,093	722,620	1,106,713	491,481	924,656	1,416,137
採卵鶏	208,069	-	208,069	245,741	-	245,741
ブロイラー	859,186	-	859,186	955,464	-	955,464
合計	2,533,034	1,080,703	3,613,737	2,694,871	1,263,088	3,957,959

※1 発生量：農林水産省「畜産統計（令和6年2月1日）」、「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画（令和8年3月）」及び「いわて農業生産強化ビジョン（令和7年7月）」からの推計値。

※2 家畜1頭（羽）当たりのふん尿の排せつ量：（一財）畜産環境整備機構「家畜ふん尿処理・利用の手引き」

表4 家畜排せつ物の処理方式別の処理割合（推計）（単位：%）

堆肥化	焼却	液肥化	浄化	炭化	メタン発酵	放牧	その他	合計
58.3	13.0	10.5	9.6	4.1	2.9	0.6	0.9	100

※ 家畜排せつ物管理方法等実態調査（R6.8.1時点）結果からの推計値。

表5 県内で稼働している堆肥センター一覧

No	市町村	施設名	設置年度	畜種
1	盛岡市	盛岡有機センター	H7	牛
2	盛岡市	盛岡市有機物資源活用施設 （ひめかみ有機センター）	H24	牛
3	紫波町	エコ3センター	H15	牛、豚、鶏
4	八幡平市	安代堆肥センター	H15	牛
5	雫石町	しずくいしアグリリサイクルセンター	H16	牛
6	奥州市	大地活力センター	H13	牛
7	金ケ崎町	（有）オーガニック金ケ崎	H13	牛
8	西和賀町	（株）山の幸王国堆肥センター	H15	牛
9	一関市	一関有機肥料センター	H15	牛、鶏
10	一関市	藤沢有機肥料センター	H15	牛、豚、鶏
11	遠野市	遠野市堆肥センター	H13	牛、豚、鶏
12	住田町	（有）気仙環境保全	R3	鶏

No	市町村	施設名	設置年度	畜種
13	田野畑村	田野畑村堆肥発酵処理施設	S50	牛
14	岩泉町	小本堆肥センター	H16	牛、豚
15	岩泉町	小川堆肥センター	H16	牛、豚
16	山田町	山田町堆肥センター	H16	牛
17	久慈市	久慈市堆肥センター	H25	牛、鶏
18	洋野町	大野堆肥センター	H21	豚
19	洋野町	洋野堆肥センター	H29	牛、鶏
20	野田村	(株)のだファームリサイクルセンター	S63	豚
21	二戸市	(農)二戸地域環境保全組合	H11	鶏

※ 出典：令和5年度堆肥センター実態調査（畜産課）

(3) 情勢の変化

家畜排せつ物法が本格施行された平成16年から約20年が経過し、当時新設した堆肥舎等の処理施設の老朽化が進んでいます。

また、畜産クラスター事業等を活用した経営規模の拡大が進み、それに伴い増加する家畜排せつ物を適正に処理する必要性が生じています。

加えて、肥料価格高騰を背景に、肥料の国産化の機運が高まっているほか、環境負荷を軽減した持続可能な畜産物生産の必要性も増しています。

2 家畜排せつ物における課題

本県では、飼料用米や稲WC Sの生産により、堆肥の利用が進んでいますが、更なる利用拡大を図るためには、高品質で扱いやすく、耕種農家のニーズに合った堆肥を生産することが必要です。

県が令和5年度から令和7年度に実施した環境負荷軽減型自給飼料生産拡大支援事業において、堆肥の活用により、化学肥料の使用量低減及び温室効果ガス削減の効果が確認されたことから、これらの特性を踏まえた活用の推進が必要です。

堆肥センターについては、地域内での販売が進まず、地域内利用が限界となっている施設もあることから、広域流通の拡大やエネルギーとしての利用を検討することが必要となっています。

家畜排せつ物のエネルギー利用は、施設や機械の整備費が高額であることから、導入が限定的となっています。鶏糞を鶏舎の暖房用燃料として活用している養鶏農家もあることから、堆肥として利用が進まない地域においては、必要に応じて、エネルギー利用を含めた幅広い活用方法を検討していく必要があります。

また、畜産経営に起因する苦情が、毎年30件程度発生しています。畜産経営を維持・発展させていくためには、周辺環境に配慮して家畜排せつ物を適正に処理し、環境問題の発生を防止することが必要です。

表6 飼料用米、WCS用稲の作付面積の推移 (単位：ha)

年産	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
飼料用米	3,589	4,683	5,830	5,739	4,802
WCS用稲	1,758	1,939	2,234	2,396	2,532

※ 出典：農林水産省「新規需要米取組計画認定状況」

表7 畜産経営に起因する苦情発生の推移 (単位：件)

年度	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁悪臭発生	水質汚濁害虫発生	悪臭発生害虫発生	水質汚濁悪臭発生害虫発生	その他	合計
R元	7	10	0	4	0	0	0	9	30
R 2	7	16	0	5	0	1	0	7	36
R 3	5	14	1	5	0	0	0	8	33
R 4	3	11	0	1	0	0	0	8	23
R 5	6	6	1	3	0	0	0	8	24
R 6	6	10	1	0	0	2	0	8	27

※ 出典：畜産経営に起因する苦情発生状況調査（県畜産課調べ）

3 基本的な取組方向

(1) 家畜排せつ物の適正管理及び堆肥の適切な生産

国の補助事業や低利融資等について情報提供を行うとともに、環境保全効果の高い処理施設の整備等を促進します。

また、適切な堆肥の生産に当たっては、水分調整材を適正に使用し、繰り返し作業による発酵促進を徹底するとともに、スラリー等の液肥については、臭気低減の観点から、ばっ気等を励行した生産を推進します。

(2) 土壌改良資材及び肥料資源としての有効利用

ア 堆肥の利用

家畜排せつ物は、地力増進、資源循環の観点から、畜産農家の草地や飼料畑への適正量の施用を基本とし、肥料や土壌改良資材として耕地に還元するなど、有効活用を促進します。

また、国や市町村と連携しながら、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定者（みどり認定）への税制優遇や低利融資、国の補助事業の優先採択等のメリット措置について周知し、畜産農家における積極的な認定の取得や環境負荷軽減の取組、耕種農家による堆肥の利用を促進します。

さらに、化学肥料代替効果の高い豚糞や鶏糞を活用した草地改良事例の情報発信等により、化学肥料低減の取組を推進します。

堆肥の活用にあたっては、「岩手県牧草飼料作物生産利用指針（令和2年5月）」、「岩手県農作物施肥管理指針（平成21年9月）」、「堆肥を上手に利用しよう-堆肥の利用ガイド-（平成28年2月）」及び「岩手県肥料コスト低減技術マニュアル（令和4年1月）」に基づく適切な施用を促進します。

イ 耕畜連携の強化による耕種農家での利用拡大

飼料用米や稲WCSにおける利用等、耕種農家との連携を図る取組を更に推進するとともに、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集する畜産クラスター等の仕組みも活用して需給調整を図ることで、堆肥の地域内利用の一層の拡大を推進します。

ウ 外部支援組織の活用

高齢農業者や労働力が不足する農業者等の堆肥の生産や運搬、散布作業等に係る負担を軽減するため、地域の堆肥センターやコントラクター等の外部支援組織の活用を推進します。

エ 広域流通の促進

堆肥の利用が進まない地域から不足している地域に対して、供給可能な堆肥の情報を積極的に提供し、広域流通を促進します。

さらに、広域流通の拡大に向け、耕種農家のニーズに応じて完熟化や化学肥料との配合等による堆肥の高品質化を推進するとともに、高品質で扱いやすい堆肥生産のため、国の補助事業等を活用し、ペレット化や袋詰め等に必要な機械・設備の導入を推進します。

(3) エネルギーとしての利用の推進

飼養規模の拡大等により、家畜排せつ物が大量に発生し、堆肥としての利用が進まない地域においては、必要に応じて、発電や熱エネルギーとしての利用を促進します。

さらに、鶏糞ボイラーは、熱エネルギーとして鶏糞を有効利用できることから、養鶏農家での導入を促進します。導入に当たっては、大気汚染防止法等の関係法令の遵守について指導を行います。

(4) 環境規制への適切な対応

水質汚濁や悪臭等の畜産環境問題の発生を防止するため、適正な飼養管理と施設管理について指導を行うとともに、必要に応じて、臭気対策や污水対策に必要な施設・機械の整備を促進します。

(5) 地球温暖化対策

畜産由来の温室効果ガスは、国内全体の発生量の約1%、農業分野の約3割程度を占めています。

温室効果ガスの排出量削減に向け、家畜排せつ物の管理方法の変更や、アミノ酸バランス改善飼料の活用等を推進します。

また、J-クレジットのプロジェクト実施者や飼料メーカー等と連携し、農家への情報提供やマッチング支援を行うとともに、管理方法の改善による堆肥の高品質化など、経営上のメリットの提示による農家の理解促進と意識向上に取り組みます。

施設整備や補改修を支援する際は、強制発酵施設など、より高度な処理が可能となる施設・設備への機能強化を促し、高品質な堆肥生産や温室効果ガスの削減を推進します。

温室効果ガス排出量削減等の環境負荷低減事業活動について、関係機関・団体と連携

したセミナーの開催等により、県民の理解促進に取り組めます。

第2 処理施設の整備

1 処理施設の現状・課題

本県では、家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物処理施設の整備を進めてきた結果、令和5年12月1日現在、全ての管理基準対象農家において管理基準が遵守されています。

このうち簡易な施設で対応している畜産農家が83戸（約4%）あり、今後、経営規模の拡大を目指す農家においては、恒久的な施設による管理が必要です。

また、堆肥センターについては、家畜排せつ物の適正な処理・管理に加え、堆肥の地域内利用や広域流通の拠点となるほか、農家の堆肥生産や運搬・散布等作業の負担軽減に寄与するなど、地域で重要な役割を担っています。

令和5年7月現在、県内では21か所の堆肥センターが稼働していますが、約8割に当たる17施設で、設置から20年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。

この中で、機能保全コストの低減を図る「ストックマネジメント」の考え方を導入し、国の補助事業等を活用して施設の長寿命化に取り組んでいる堆肥センターは、令和8年3月現在で1施設にとどまっていることから、今後は、老朽化した堆肥センターの計画的な長寿命化を進める必要があります。

表8 畜種別の管理基準対応状況

区分	管理基準対象農家 (A)					(B)/(A)	
	うち「構造設備基準」に 適合 (B)	うち「構造設備基準」に 適合管理施設			管理施設を用い ない方法で対応		
		うち 簡易対応					
全畜種	2,264	2,264	2,212	83	52	100%	
畜種別内訳	乳用牛	552	552	547	14	5	100%
	肉用牛	1,190	1,190	1,185	58	5	100%
	豚	97	97	97	0	0	100%
	採卵鶏	45	45	44	11	1	100%
	ブロイラー	370	370	329	0	41	100%
	馬	10	10	10	0	0	100%

※ 出典：令和5年度家畜排せつ物法施行状況等調査（令和5年12月1日時点）

表9 堆肥センター設置からの経過年数（令和8年1月現在）

経過年数（年）	0～4	5～9	10～14	15～19	20～	計
施設数（箇所）	1	1	1	1	17	21

2 処理施設の整備の対応方策

(1) 堆肥舎等

広大な農地を有する本県では、家畜排せつ物を堆肥化し、肥料や土壌改良資材として耕地に還元する資源循環の取組が有効であることから、引き続き、堆肥舎等の整備（補修・補強等を含む）や、堆肥利用の促進に向けた機械・装置の導入を推進します。

また、家畜排せつ物の適正な処理は畜産農家の責務であることから、簡易な施設等で対応している農家が経営を継続・発展させていくため、飼養規模に応じた堆肥舎等の恒久的施設の整備を促進します。

さらに、新規就農者や規模拡大する農家の営農計画等を踏まえ、国の補助事業等の活用による処理・管理施設の整備等を推進します。

(2) 堆肥センター

老朽化により機能が低下している堆肥センターについては、故障発生後に更新等を行う事後対応ではなく、施設の劣化等が深刻化する前に計画的な対策を講じることで、施設の長寿命化を図ります。

このため、国の補助事業を積極的に活用し、施設の機能診断結果から作成した機能保全計画に基づき、計画的な維持補修を推進します。

また、処理機能の高度化を図るため、各地域における畜産経営の動向や家畜排せつ物の需給状況、堆肥センターの稼動状況等を踏まえ、施設ごとの運営課題等を明確化した上で、送風装置やペレット化装置等の導入を推進します。

地域から施設整備等の要望があった場合には、必要性や効果を十分考慮した上で、国の補助事業等の活用を促進します。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

1 技術開発の促進

本県では、主に岩手県農業研究センターにおいて、家畜排せつ物利用促進に関する試験研究を実施しています。近年では、堆肥を活用した経年草地への追播技術や、露地野菜畑における堆肥を活用した補給型施肥技術を開発し、県内の農家に活用されているほか、露地野菜における肥料コスト低減効果が確認されています。

今後も、家畜排せつ物の利用を促進するため、「『農林水産技術立県いわて』技術開発基本方針（令和2年3月策定）」に掲げる効率的施肥や、堆肥等の有効活用による土壌管理技術や減化学肥料栽培技術の開発に取り組みます。

2 情報提供及び指導に係る体制の整備

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るためには、畜産農家等が適切な堆肥化技術や畜産環境対策に関する新たな技術に触れ、容易に習得できる環境を整えることが

重要です。

このため、県、市町村や生産者団体等が連携し、畜産農家及び耕種農家に堆肥の有効活用技術の指導を行います。

また、国等が開催する研修会、講習会を活用し、必要な技術・知識の習得を通じて、指導者の養成に取り組みます。

さらに、研究成果や新技術については、県のホームページ等を活用し、情報提供を行います。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

1 消費者や地域住民等の理解の醸成

本県は、これまで「岩手県環境負荷低減型事業活動の促進に関する基本的な計画（令和5年3月）」等に基づき、土づくりや減化学肥料栽培等による環境保全型農業の普及を推進してきたところであり、引き続き、環境負荷低減事業活動への理解醸成に取り組みます。

また、「岩手県食の安全安心推進計画」や「岩手県食育推進計画」に基づき、酪農出前教室や農林漁業体験学習等、児童生徒への食育の機会等を通じて、消費者や地域住民等に対し、安全安心で良質な畜産物生産に関する理解の促進・醸成に取り組みます。

2 適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

家畜排せつ物を堆肥化する際は、野生動物や運搬車両を介して病原体が拡散するおそれや、堆肥が汚染される危険性があります。

このため、野生動物による汚染や堆肥の散逸防止、運搬車両消毒等の防疫対策強化について、家畜保健衛生所等による指導を徹底します。

3 災害の予防等の推進

雪害、暴風等の災害に対応するため、処理施設の整備に当たっては、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」や「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）」を遵守し、作業員の安全を確保できる強度の確保を促進するとともに、災害発生時の損害に備え、保険加入を推進します。